

明治・大正期の納涼床営業者の鴨川官有地利用に関する研究 —先斗町三条・四条間を対象として—*

林 倫子** 神邊 和貴子*** 出村 嘉史**** 川崎 雅史*****

By Michiko HAYASHI, Wakiko KAMBE, Yoshifumi DEMURA, Masashi KAWASAKI

概要

明治初期、鴨川とその川岸地が官有地に組み込まれた。鴨川において近世に発生した納涼の賑わいは、河川の所有が官有となった後も持続したものと考えられる。本研究は、鴨川官有地で納涼期の料理屋・貸座敷営業が行われた明治・大正期に、鴨川の河川空間における商業者の実際の活動がどのように継続されてきたのかという点に着目している。具体的には、京都府庁文書の官有地使用に関する書類をもとに、鴨川を利用する料理屋・貸座敷営業業者による鴨川官有地利用の制度と手続きと鴨川の河川環境に対する営業者と京都府の関わり方について、それぞれ明らかにした。

1. はじめに

(1) 背景と目的

京都鴨川では、各時代の人々による川の積極的な利用が現代につながる独自の景観を生み出してきた。その代表例ともいえるのが、夏季の納涼で見られる料理屋・貸座敷営業である。鴨川の納涼は近世に発生したとされ、当時に描かれた絵図には、床机や高床を用いた商業活動が中州や川岸など川の至る所に発達し多数の客で賑わっていた様子が描かれている。

明治になると鴨川とその川岸部は官有地とされ、納涼期の営業に欠かせない河川空間は、制度上営業者のものではなくなった。ところが、それから大正初期に至るまで、納涼の貸座敷・料理屋営業は、古写真や絵図を見る限り近世と同様に活発に行われていたようである。制度の転換期にあたって納涼文化が継承された背景には、近世から続く活動を継続させるとともに、活動を新たな制度の中に位置づけてきたものと推測される。

本研究の目的は、明治維新後、鴨川の河川空間が官有地となつて京都府の管理下に置かれた際、料理屋・貸座敷営業者がどのような手続きを経て河川空間利用を継続できていたのか、また営業者と京都府が、官有地である河川空間の環境にどのように関わってきたのかを明らかにすることである。なお本研究で対象とするのは、現在でも納涼床の見られる鴨川右岸のうち、三条通と四条通に挟まれた先斗町近辺の鴨川官有地とする。これは、次項に述べるように、この部分の利用に関する史料の残存状況がよいためである。

(2) 用いた史料

今回主に用いた史料は、京都府立総合資料館に保存された京都府庁文書のうち、官有地使用に関する書類である。明治29年(1896)から明治41年(1911)までの書類が確認されたが、特に明治32年の先斗町に関する書類は多く残されている。対象地近辺の鴨川の官有地使用に関する書類には、合羽干しなど他業種のものも確認されたが、大半は料理屋・貸座敷営業に関連するものであった。これらは官有地の借用者である料理屋・貸座敷営業者と京都府の間で取り交わされたもので、官有地借使用に関する書類(借用願、命令書、御請書)と借用地上の構造物設置に関する書類(申請書、命令書、御届書)に大別された。

加えて、官有地の範囲及び隣接する民有地の地番や土地所有者については、地籍図や旧土地台帳を元に把握した。

(3) 既往研究

近代鴨川の納涼床営業に関する報告・研究としては以下のものがある。鴨川の河川改修と納涼床営業の形態との関連については、田中による研究¹⁾がある。田中は、明治27年(1952)の鴨川運河開削や大正初期の河床整理の前後での高床や床机構造がどのように変化したかを、写真から確認している。本研究では官有地利用に関する行政文書を用いることにより、田中の指摘するような当時の河川景観がどのような仕組みのもとに達成されていたのか、河川利用者である営業者と管理者である京都府の関わりを通じて明らかにできると考える。昭和33年(1958)初版発行の『鴨川の変遷』²⁾は、納涼床営業に対する京都府の働きかけとして、大正の河床整理に伴う床机設置の禁止、大正12年(1923)の高床構造の規定、昭和4年(1929)の新たな高床建設の禁止などを挙げている。本研究で取り上げる書類は主に明治後期のものであるため、これらの規制行為を行う以前の京都府が、どのように鴨川での営業行為を管理していたかを明らかにできると考える。

*keywords : 官有地, 借用, 鴨川, 先斗町, 納涼床

**学生員 京都大学大学院工学研究科 博士後期過程

(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1-1-208)

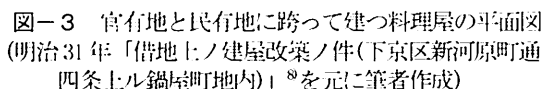
***非会員 修士 富士通株式会社

****正会員 博士(工) 京都大学大学院工学研究科 助教

*****正会員 博士(工) 京都大学大学院工学研究科 教授

(1) 川岸地部分の借用

京都府庁文書『官有土地水面貸下一件』（明治 32 年）には、明治 32～36 年（1899-1903）の先斗町の官有川岸地借用に関する書類がほぼ区画について残されている（一部は明治 33～37 年（1900-1904）の借用願）。旧土地台帳との照合の結果、これらの借用申請者は先斗町通東側の土地所有者もしくはその血縁と思われる人物であり、自らの所有地の東に隣接する、あるいは道路を挟んで東向かいの官有川岸地を借用している⁷⁾。稀にこれに当てはまらない箇所もあるが、その場合にも、借用者は同じ町内の先斗町通西側の土地の所有者である。つまり、先斗町の官有川岸地を借用していたのは先斗町の土地所有者のみであった。申請書に記された借用目的は家屋建設、家屋構造な



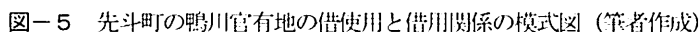
なお、川岸地の借用願には「隣地比較」の表記が見られ、借地料は隣接する民有地の値段を元に算出されている。明治33年(1900)頃の借地料の申請額は、42 銭(坪・年)から66 銭(坪・年)の間であった。しかし、それらの借用願に対する府からの命令書に記された実際の借地料は80 銭(坪・年)又は1 円(坪・年)の2 種類しかなかった。いずれも申請額よりかなり高く設定されている。

料理屋・貸座敷業者による堤外地部分の利用は納涼の季節に限られていたため、借用期間は夏季の6月～9月の間で、年ごとの短期契約である。

```

graph TD
    A([京都府  
命令書は知事名義で発行  
手続きは内務部第二課地理係  
(内務部土木課)が行う]) <-->|官有川岸地の借用契約| B([先斗町の土地所有者  
(基本的には借用地の西に隣接する民有地の所有者)])
    A <-->|川（堤外地）の借用契約| C([官有地川岸地上の住居の住人・店舗の商業者  
(土地所有者と同一の場合あり)])
    B <-->|家屋の借用契約| C
  
```

図-4 先斗町の鴨川官有地借用者と
京都府との借用関係（筆者作成）



商業者によって、店舗ごとに借用されている。借用願には、使用目的に貸座敷営業や料理屋営業のための高床構造の設置と書かれており、高床を店舗の1階や2階から張り出し設置していたものと考えられる。更にこのうちのいくつかの店舗は、先に述べた高床構造の設置部分から更に先の土地を借用している。使用目的は褥床机、料理屋で、この部分には仮設的な床机などを置いていたものと考えられる。

堤外地部分の借地料は月単位で決められており、川岸地沿いの高床利用の部分は16銭（/坪・月）、その先の床机利用の部分は8銭（/坪・月）となっている。

(3) 先斗町の鴨川官有地借用のまとめ

図-4および図-5は、前項までの内容をもとに、先斗町の鴨川官有地借用について借用者と京都府との関係をまとめたものである。これらに示すように、先斗町の鴨川官有地の借用者として、先斗町の土地所有者と川岸地上に居宅や店舗を構える住人の2者が存在した。この両者は同一のこともあれば異なることもあった。これは川岸地部分の建築が借家であるのか持ち家であるのかによるものと考えられる。いずれにしても、先斗町の官有川岸地およびそれに隣接する堤外地部分の借用者は、すべて先斗町の住人であった。

なお、鴨川の三条・四条間で料理屋・貸座敷営業のために官有地借用を申請していたのは先斗町の住人だけではなく、ただし、先斗町外の商業者によって借用されていたのは、四条大橋や三条大橋の下、もしくは西岸から遠い中州の部分や東岸近くばかりであった。このことから、鴨川での納涼に関わる営業形態は近世から踏襲されており、鴨川の先斗町付近を利用することができたのは先斗町の住人に限られていたのではないかと推測が成り立つ。ただしその判断には、近世の料理屋・貸座敷営業者についての更なる研究が必要である。

4. 官有地借用者と京都府の河川環境整備に対する関わり方

(1) 借用者による堤防の建設・修繕

「官有荒蕪地御払下ケ願」⁹⁾（大正4年（1915））、以下「払下願」と表記する）は、今井伊太郎が梅ノ木町以南の官有川岸地の借用者たちを代表し、川岸借用地の払い下げを求めて当時の内務大臣一木喜徳郎宛に提出したものである。「官有地拂下願處分ノ件」（同年）¹⁰⁾によると、京都府は、先に京都市から無償での下付願が出されていたことを理由にこの払下願を不認可としており、大正11年（1922）には京都市に譲渡している。

この払下願には、借用地の払い下げを求める理由として、借用者らがこの官有川岸地を整備してきたあらましが述べられている。以下に一部を引用する。

明治維新前ハ川添荒蕪地凸凹ニシテ一定セズ唯木杭ヲ打ち内部ハ板ヲ以テ水ヲ堰キ道路ヨリ低キ事数尺ノ低地ニ有之候処先斗町東側民有地ハ奥行少ク営業上不便ニ付官庁ニ出願ノ上借地仕私費ヲ以テ打杭水止ヲ除キ新ニ石垣ヲ築キ道路ト平均ニ地上ケ仕爾来時々出水ニ遇バ石垣崩潰シ不少費

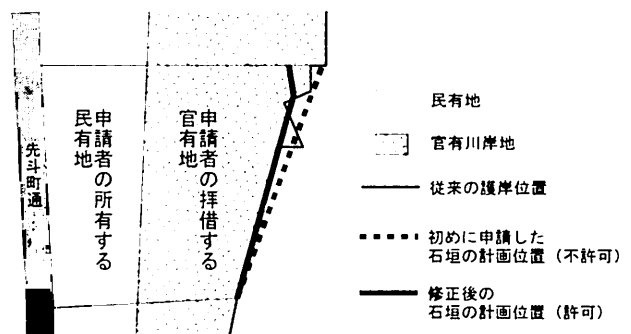


図-6 官有借用地と石垣の計画位置
（明治30年「官有貸下地川岸石垣築造難聞届ノ件」、
明治31年「借地内川岸修繕ノ件」を元に筆者作成）

用ヲ要シ候得共私費ヲ以テ修繕借地仕居

これによると、官有川岸地とされた土地は、明治維新まで木杭と板だけで水を堰きとめていた道路より数尺低い土地であったという。吉越¹¹⁾は近世後期の絵図の描画から、近世の鴨川の堤防には石積のほか板柵や蛇籠の部分もあったことを指摘しており、先斗町付近も近世当時の護岸は石垣ではなかったものと判断できる。また、石垣は借用者らが官庁に願い出た上で座敷営業のために造成したものであると書かれているほか、この石垣が壊れたときの修繕費用も借用者の私費で負担していたという。京都府庁文書の他の堤防修繕の申請書¹²⁾についても同様に、借用者が「自費ヲ以テ」工事を行うと記されている。このように、官有地内の堤防の設置や修繕という河川環境整備を、官有地の借用者が担っていたことがわかる。

一方京都府は、官有地借用者による川の堤防整備に対し、整備申請に対する可否決定の権限を持つことで管理していたようである。例えば「川岸土提目費修繕ノ義ニ付願書（新河原町四条上ル）」、「官有貸下地川岸石岸築造難聞届ノ件」¹³⁾（明治30年（1897））では、官有川岸地の借用者が護岸の木杭の腐食を理由に石垣の設置を申請したところ、修繕の名目で川の埋め立てをしようとしていると判断され不許可となっている。なお同申請者は次年度に、拝借地内に設置場所を変えて再度申請をしており、こちらは許可されている¹⁴⁾（図-6）。その他、堤防修繕の申請内容に対して京都府第一土木工区出張所による実地調査（もしくは実地検査）が行われていた例も確認できる¹⁵⁾。

(2) 営業に用いる構造物の設置と修繕

堤防の他にも、料理屋・貸座敷営業に必要な構造物の修繕および設置に、官有地の借用者が関わっていたことを示す記録が見られた。

a) 土抱の修繕

明治31年「流水筋修繕願」¹⁶⁾では、官有川岸地の借用者が借用地の前にある土抱の修繕を申請している（図-7）。申請書によると、この土抱は、土砂1坪を杉板30枚で囲い、杉丸太30本で留めたものである。申請書中には土抱がどのような目的で設けられたものなのかが記されていない。しかし土抱が

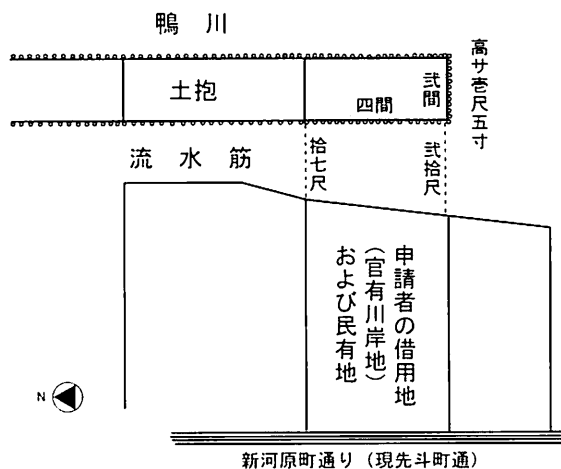


図-7 土抱修繕の申請者の借用地と土抱の位置関係
(明治31年「流水筋修繕願」を元に筆者作成)

付近の借用地の前にも連続して続いており、また別の書類⁹⁹⁾からこの借用地が半田時期に堤外地を高床の座敷設置のために借用していたことが確認できるため、写真-1のように、流水中に張り出した高床構造物の土台として用いていたものと推測される。

b) 堤外地への昇降道の設置

3章に述べたように、先斗町付近の鴨川西岸沿いの堤外地は全て、西に隣接する川岸借用地上に居宅や店舗を構える住人の借用地となっていた。従って先斗町外に住む営業者は、橋の下や川の中央部などを借用して営業を行っていた。これら堤防から離れた部分を借用していた業者は、自らの借用地まで客を案内するために、昇降路や橋を設けていたようである。明治32年「官有地使用願ノ件」¹⁰⁰⁾では、「蒔床机」利用のために四条大橋と三条大橋の下を借用申請している営業者が、それぞれの橋の袂部分の借用と「板橋架設」や「昇降路設置」の申請を行っている。その他納涼床営業ではないが、明治32年「昇降道設置の件」¹⁰¹⁾では、鴨川の中ほどで「魚釣営業」や「借馬営業」を行う営業者が、当時四条大橋の北に存在した竹村屋橋の中ほどから川の中州へ降りるためのスロープを設置する申請書を提出している。

先斗町の住人による堤外地の借用申請書の中には、上記のような昇降路の設置に関する記述は特に見られなかった。しかし高床式の座敷の前に「蒔床机」を設置していた営業者にとって、納涼客を堤防下の自らの営業場所へ誘導する道を確保していなかったとは考えにくい。申請書には記されていないものの、隣接する高床構造から独自の昇降路を設けていた可能性も考えられる。

(3) 京都府による官有地上構造物の見た目についての指導

(1)で取り上げた払下願では、もし京都府からの借用地の払い下げがなかった場合、借用者は借地を宅地に変更し、築堤を堅固にし、衛生に注意し、風景その他外見に配慮するという旨を京都府に訴えている。京都府は当時から、鴨川を利用する営業者に対し、床営業の見た目について指導していたふしがかがえる。



写真-1 鴨川四条・五条間の流水上に張り出した高床の座敷
(国際日本文化研究センター古写真データベースより転載)

明治30年(1897)に営業者から提出された官有地借用願に対する京都府からの命令書¹⁰²⁾には、「夏期納涼ノ為本屋ニ引続キ木製高床掛構造ハ柱組立ヲ以テ板張り天井ハ白木綿覆ヒニシ簡易且体裁宜シキモノニ限ル」と記されている。その他明治32年の高床構造の設置を目的とした官有地借用願に対する命令書¹⁰³⁾には、「納涼席設置ノ為メ木材切組高床ヲ架設シ夜間ニハ必ス新シキ白木綿又ハ白金巾ニテ天幕ヲナシ床下ヲ開フ場合ニハ長サ五尺以下ノ棕櫚繩ニテ編ミタルモノヲ用ユル構造トス」との文言が書類に印字されている、またはそれを書き写したと見られる記述が確認される。これらの記述から、当時の京都府は鴨川沿いに設けられる高床構造に対し「本屋に接続すること」「柱と床は木製であること」「(夜間は)白木綿または白金巾で覆うこと」「床下を開くには棕櫚繩を編んだものを使うこと」という細かな構造やデザインの指定を行い、それを営業者に対し周知させようとしていたものとみられる。

『鴨川の変遷』⁹⁹⁾では、不体裁を極めた納涼床に対し、大正12年に「鴨川河川敷一階占用並びに工作物施設の件」が通達され、納涼床に明確な基準が設定されることになったと述べている。今回の文書からは、明治30年頃には既に、府が風景としての納涼床の見た目を重視し、申請書を通じ細かな指導をしていたことが確認できた。ただし大正12年の通達が納涼床の不体裁を理由に行われたという経緯を踏まえると、この指導が十分に効力を発揮していたとは考えにくい。

5. おわりに

本研究では、料理屋・貸座敷営業者の鴨川官有地利用の制度と手続き、そして河川空間の環境に対する営業者と京都府の関わりについて見てきた。本研究で明らかになった主な成果は以下のとおりである。

- ・先斗町の料理屋・貸座敷営業者は、鴨川が官有地となった後も、官有地を京都府より借用し営業を続けていた。借用地は建築のある川岸地と高床や床机を設置する川(堤外地)にわかれ、それぞれ別の契約で、府によって通達された借地料を支払い借り受けていた。

- ・川岸官有地部分は先斗町内の土地所有者が借用し、川に面した店舗を構えていた。借用地上での建築の改築や構造物の設置には京都府の許可が必要であった。一方鴨川堤外地のうち西岸沿いの部分は、川岸借用地上の居宅や店舗の住人が借用し、高床構造の座敷や褥床机などを設置していた。つまり、先斗町付近の鴨川官有地は、すべて先斗町の営業者によって借用され利用されていた。
- ・護岸や土抱、堤外への昇降道などといった官有地内の河川構造物は、京都府の許可を得たうえで借用者が私費をもって設置・修繕していた。京都府は申請手続きの際に、借用者による新たな土地造成を阻止し、構造物の見た目への留意を促すなどして、鴨川の河川環境を管理していた。

参考文献および補注

- 1) 京都府土木建築部河港課編：『鴨川の変遷』，pp. 11-14, 1980.
- 2) 田中尚人，川崎雅史，牧田通：「水辺におけるアメニティの変遷に関する研究 ― 京都鴨川の納涼床を対象として ―」，『土木計画学研究・論文集』，No. 16, pp. 479-484, 1999.
- 3) 京都市編：『京都の歴史 第5巻 近世の展開』，pp. 474-475, 1979.
- 4) 山田誠：「地価分布からみた近代京都の地域構造」，丸山宏・伊従勉・高木博志編『近代京都研究』，思文閣出版，pp. 86-108, 1980.
- 5) 京都府庁文書：『官有土地水面払下譲与願』，大正4年
- 6) 石田有年編：『工商技術都の魁』，『新撰京都叢書 第六巻』，臨川書店，pp. 142-144, 1985.
- 7) ただし橋下町北部にあった女紅場に隣接する官有川岸地については、女紅場取締の出雲房次郎が申請者である。
- 8) 京都府庁文書：『官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類』，明治31～32年
- 9) 前掲5)：京都府庁文書『官有土地水面払下譲与願』
- 10) 吉越昭久：「名所図会類にみる河川景観」，『奈良大学紀要』，第21号，p. 151, 1992.
- 11) 京都府庁文書：『官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件』，明治33年，「官有地護岸修繕ノ件」など
- 12) 京都府庁文書：『官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類』，明治30年
- 13) 京都府庁文書：『官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類』，明治31年，「借地内川岸修繕ノ件（下京区新河原町通上ル鍋屋町加茂川縁）」
- 14) 前掲13)：京都府庁文書『官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類』，「借地内川岸修繕ノ件（下京区先斗町四条上ル梅ノ木町加茂川縁官有貸下地）」
- 15) 前掲13)：京都府庁文書『官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類』
- 16) 京都府庁文書：『季節ニ関スル貸下地及使用地一件』，明治32年，「官有地使用願」「官有地使用追願」
- 17) 前掲16)：京都府庁文書『季節ニ関スル貸下地及使用地一件』
- 18) 前掲12)：京都府庁文書『官有土地貸下並ニ公有土地水面使用一件書類』，「命令書（新川原町四条上ル加茂川水面）」
- 19) 前掲16)：京都府庁文書『季節ニ関スル貸下地及使用地一件』
- 20) 前掲1)：『鴨川の変遷』，pp. 11-14, 1980.